

砺波市出町子供歌舞伎曳山会館
指定管理者募集要項

(令和4年8月)

富 山 県 砺 波 市

砺波市出町子供歌舞伎曳山会館指定管理者募集要項

砺波市出町子供歌舞伎曳山会館（以下「曳山会館」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

砺波市出町子供歌舞伎曳山会館

(2) 所在地

砺波市出町中央5番地4

(3) 施設概要

敷地面積 3,700㎡

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

延床面積 1,386㎡

主な施設内容 【屋内】 展示室、ホール、研修室、エントランス、事務室等

【屋外】 広場、駐車場、緑地等

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の業務等の範囲

(1) 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館条例（以下「曳山会館条例」という。）第5条に規定する業務。

(2) その他、別紙「砺波市出町子供歌舞伎曳山会館指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

(1) 休館日 曳山会館の休館日は、曳山会館条例第8条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て休館日を変更することができるものとします。

(2) 開館時間 曳山会館の開館時間は、曳山会館条例第7条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができるものとします。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の保護を徹底すること。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、曳山会館条例第18条第2項に定める利用料金等を同条例第13条に規定する入館料及び第14条に規定する使用料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。また、施設管理から生ずる利用料等の収入（施設の利用料金等や商品の販売代金）は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とします。

このため、指定管理者は、砺波市からの委託料と利用料等の収入をもって施設を管理することになります。

7 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない団体等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てが成され、この手続きが終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体等

- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに順ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 管理運営費提案書
 - (4) 収支計算書
 - (5) 団体概要書
 - (6) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
 - (7) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
 - (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
 - (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 提出部数：1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年9月12日（月）～16日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）

10 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、地場産業の振興及び地域経済の活性化に寄与するものであ

ること。

(3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「砺波市出町子供歌舞伎曳山会館の管理に関する基本協定書」を締結します。

12 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 指定管理者の申請に当たっては、曳山会館条例及び同条例施行規則を承知の上で申請してください。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。

(4) 施設管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。

(5) 申請書類等は、返却しません。

(6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は砺波市役所内及び砺波市指定管理者選定委員会での検討に限ります。)

(7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 提出先及び提出方法

砺波市商工農林部商工観光課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111 (内線 401) FAX 0763-33-6854

※商工観光課窓口へ提出または郵送(提出期限必着)による。

14 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時15分まで

15 選考方法

申請書類に基づき砺波市指定管理者選定委員会において選考します。

16 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。